

社会教育主事・社会教育士養成の改善・充実に関する
ワーキング・グループ（第5回）における主な意見等

○養成課程の見直し等に関して（教職課程との連携の観点から）

- ・社会教育を学ぶことが教員のどのような強みにつながるのかを考えると、地域の教育資源と学校教育とをつなぐコーディネーションの能力がとても大きい。社会教育では、まちづくりの活動や地域課題の解決に資する学習支援について学ぶので、それを学校の総合的な学習の時間や総合的な探究の時間にも活用できる。さらに、学校教育と社会教育の間を往還することで、多様な人々と一緒により良い教育プログラムをつくっていく、ということでも役に立つ。
- ・専修免許状の分野で、「生涯学習（社会教育を含む）」という記載は、規程改正のタイミングで併せて見直してほしい。生涯学習はあらゆる教育機会を包含する概念であり、社会教育だけが含まれているものではないため、誤解を招く表記は修正いただきたい。

○受講資格の見直しに関して

- ・資料4 P2の表の①案がいいのではないか。これまでの規定でも、専門職であるということ踏まえ、社会教育に関する経験が受講要件として入っていたが、その措置を手厚くし、なるべく幅広い人が受講できるような措置を拡大することとセットで①の案が示されているのであれば、①でいいのではないか。
- ・②案、③案では社会教育主事資格、あるいは社会教育士が他の資格に比べて劣って見える可能性があり、よくない。
- ・受講要件の資格を一つ一つ増やしていくと候補は限りなくある。むしろ、どんな人でも導入的講習のような一定の講習を受ければ主事講習の受講が可能になるという、属性ではない形の受講要件を追加することが、中身の意味でも、あるいは公平性や平等性の意味でも重要。

○社会教育に関する導入的講習の活用に関して

- ・講習の手前で、社会教育の裾野を広げるという意味で行うのが導入的研修。
- ・一方で、社会教育を本業とする人たち、例えば公民館等の社会教育施設などにおいて、社会教育士として活躍しようとするという方を対象としたいいわゆる初任者研修は、まさに任命権者が本来実施すべきことで、導入的講習とは分けて考えるべき。
- ・講習の手前が大事であることを、まずきちんと書いてはどうか。例えば、新任職員や指定管理者の職員の講習の需要も増しており、その一方で裾野を広げるための講習も大事だということに、これまで出てきたような講習の手前の学びの機会の意義や体系化や、保障

の必要性みたいなことを書く。その上で、単位互換であったり、受講要件緩和との組合せの話は別立てで書くというようなことのほうが、文書としては読みやすいような気がしている。

- ・導入的講習のモデルプログラムとして、例えばオーソドックスなタイプと、分野を特化したタイプ、それから交流型で民間の方々に向けたタイプなど、いくつかのモデルを提示して一緒に考えていけるといい。
- ・中身の精緻化と一定の基準の議論が必要。

○単位互換や分割履修への柔軟な対応に関して

- ・報告書（案）9ページの単位互換と分割履修について、原案では、全体として分割しているという書きぶりだが、大学によってはカリキュラム全体で勝負している機関もあるので、大学等の教育観に照らした主体的判断が一定程度認められるような書きぶりをお願いしたい。
- ・活動実績や他の研修等との単位互換は、主事講習の実施機関が、申請者の一つ一つの活動や講義内容をそれらの実施主体へ確認する必要がある、事務負担が非常に重いため現実的ではない。

○科目内容に関して

- ・8ページの各科目の具体的内容について、全体としてスキルの習得に偏っている。スキルだけではなく、社会教育の教育観など、身につけるべき資質能力を幅広く想定する必要がある。
- ・コーディネーション、ファシリテーション、プレゼンテーションという3つの整理が10年以上使われている。この3つは使いやすい一方で、みんなどこかぴんとこないままだったのではないかと感じている。また、この3つの話題が一人歩きし、色々な文書の枕に書かれるということが多く感じている。今回、この3つの専門性にもメスを入れてもいいのではないかと感じている。
- ・3つのうちプレゼンテーションは少し異質。当時、PDCA サイクルを回す、ファンドレイジングしていくといった文脈もあったためプレゼンテーションという言葉が使われたのだろうと想像できるが、今回見直したい。
- ・障害者や外国人のマイノリティに対する生涯学習や、共生社会の推進に向けた学びということがこの間政策的にはずっと強調されてきていることから、ここでもそういった観点を書き込むべき。
- ・8ページの「協働学習」は、「共同学習」という表記が適切ではないか。

○その他

- ・都道府県など広域的に主事講習受講者や養成課程修了者などを把握することの重要性や役割について記載できるといい。

- ・都道府県が研修を行うことは、社会教育法第6条や第9条の6で規定されているし、実際に家庭教育支援やコーディネーター研修など、様々な研修を実施している。また、例えば県の公民館連合会や社会教育委員の会などが実施する研修会や研究集会などの様々な研修等が複合的に存在し、基礎自治体の生涯学習課の職員は実際には様々な研修の機会があるのかもしれない。この議論を機に、様々な研修体系を構造化していくという提案をする必要があるのではないか。
- ・フォローアップ研修は、活躍の場などに応じたニーズに合わせて、例えば主事のための専門的な研修だったり、幅広くネットワークをつくっていく研修だったり、そういった何段階かの構造的な把握が必要。
- ・P10（3）において、専門職採用や養成課程修了者にも触れたほうがよい。
- ・養成機関の多くが大学であることから、広い意味でのフォローアップの研修等を、大学が引き続き担っていくことも考え得る。例えば、委託講習の実施機関が、講習とセットで修了者向けのフォローアップの機会を担っていくということも考えられる。
- ・大学を含めて広域的な研修の機会をよりつくっていくこと、その中での都道府県の役割の重要性という構成でまとめたほうがいい。
- ・研修の実施主体として、大学と都道府県の連携体制を構築できるといい。
- ・フォローアップ研修の役割の一つとして、「実践と省察の往還」という言葉を入れるべき。